

第3回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会 会議録

1. 開催日時・場所

令和2年10月19日（火） 午後2時～午後4時 市庁舎5階会議室2

2. 出席者

【座長】（株）CNS 代表取締役 伊集院 昭彦

【副座長】 和洋女子大学 こども発達学科 助教 田島 大輔

【委員】 植草 朋美委員、齋藤 麻子委員、鈴木 明子委員、中島 美希委員、
西後 千尋委員、森谷 美枝子委員

【事務局】 こども部：部長 小平 修、次長 芹澤 佐知子、主幹 新井 理香

こども政策課：課長 齊藤 洋介、係長 三代川 昌弘、主任主事 伊藤 崇

【傍聴人数】 4人

【次第】

開会

第1 会議録の作成等

第2 会議録署名委員の指名

第3 協議

（1）習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定について

第4 その他

閉会

【配布資料】

資料1 習志野市立保育所私立化ガイドライン改定内容（10月19日第2版）

資料2 習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会 用語・解説集

資料3 市立保育所私立化スケジュール案（第2版）

資料4 職員（施設長・主任・保育士）の要件・資格・経験年数について

資料5 共同保育について

開会

初めに、こども部主幹 新井 理香より、「第2回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会」について、座長・副座長の欠席により、急速意見交換会になったことに対し、委員・傍聴人の皆様にご心配・ご迷惑おかけしたことへのお詫びがあった。

日程第1. 会議録の作成等

<伊集院 昭彦座長>

会議録については、要点筆記とし、会議名、開催日時、場所、出席者氏名、協議事項、会議内容、発言委員名及び所管課名を記載した上で市ホームページ及び市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるがこれに異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

異議がないため、そのように取り扱うことに決定する。

日程第2. 会議録署名委員の指名

<こども部主幹 新井 理香>

会議録の作成に当たっては正確性、公平性を期すために作成後、全委員に内容を確認いただき、修正等に対応した後、最終的に座長に御確認、御署名をいただきたいと考えているがいかがか。

<伊集院 昭彦座長>

ただいまの件を、お諮りする。事務局の提案について異議はないか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

座長が会議録の最終確認をするものとする。

日程第3. 協議

議題（1）習志野市立保育所私立化ガイドラインの改定について

<伊集院 昭彦座長>

事務局より、前回の意見交換を踏まえた説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

配布資料の説明及び、8月31日に行われた意見交換会及び市民からの意見や、令和2年習志野市議会第3回定例会での意見を説明。

<伊集院 昭彦座長>

これより資料に沿って項目ごとに協議する。また、保護者委員の皆さんで、他の保護者の方からのご意見やご質問を受けている場合は、該当する項目の場面でご紹介いただきたいが、いかがか。

<全委員>

異議なし。

<伊集院 昭彦座長>

本日は資料1の3頁項目3. 私立化の方式から協議する。事務局より、説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1項目3. 私立化の方式について、資料3と併せて説明。

<伊集院 昭彦座長>

項目3. 私立化の方式について、各委員よりご意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

項目3. 私立化の方式については意見なしとする。次に、4頁、項目4. 私立化対象施設及び項目5. 移管先法人、5頁、項目6. 法人の選定、項目7. 財産について協議する。事務局より、説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1項目4. 私立化対象施設から項目7. 財産について、説明。

<伊集院 昭彦座長>

項目4. 私立化対象施設から項目7. 財産について、各委員よりご意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

項目5. 移管先法人について、社会福祉法人や学校法人を取得することに対するハードルが、非常に高くなってきている。すぐに改定を望むわけではないが、保育所業界に多様な運営母体の参加も多くなってきている状況から、今後の展望として、社会福祉法人や学校法人に限定するハードルを下げたほうが良い。

社会福祉法人や学校法人の場合は公益性が高いということが望まれると説明があったが、現在株式会社などが運営している保育所などに関しても、県や市の監査体制があるため株式会社を排除する理由が検討しづらい方向にあると思われる。

<伊集院 昭彦座長>

今後、株式会社の参入も検討に値するということか。

<田島 大輔副座長>

株式会社以外にも、公益財団法人や、一般社団法人等の社会福祉法人、学校法人以外の法人の参入も検討の余地があると思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

現在、市内でも株式会社が運営する保育施設はある。しかし、公立保育所を民間に委託する場合、より公益性のある法人のほうが保護者の安心感に繋がるのではないかとと思われる。委員の皆さんのご意見を頂戴したいが、いかがか。

<田島 大輔副座長>

他市でも株式会社は参入しづらい状況ではある。プロポーザル方式において、選べる法人の間口を広げる意味合いも兼ねて、質の向上を図りたいと考える。

<西後 千尋委員>

公立の施設が私立化する際の不安は感じるが、社会福祉法人や学校法人であるから安心できるという気持ちはあまりない。株式会社であることの不安も実感が湧いていないこともあるが、間口を広げたくさんの法人の中からより良い事業者を選定した方が良いと思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

保育所の私立化においては、市の土地や建物を貸与して保育を運営する場合もあり、株式会社などの参入には十分な検討が必要である。委員の皆様からのご意見を参考に検討を重ねたい。

<齋藤 麻子委員>

現段階では慎重に検討した方が良いと思われる。株式会社となると、どうしても利益を優先にとらえてしまうイメージがある。社会福祉法人などは基本理念などの考え方において、子どもの保育を最優先に考えることができると思われる。

<森谷 美枝子委員>

各委員の話聞き、間口を広げることも検討が必要だと思われる。私立保育所の保育内容について、検証を行った方が良い。保育所の運営にあたって、地域との関りは大きく、地域に根差した保育を運営するには、地域支援がある社会福祉法人などの方が良いと思われる。

<田島 大輔副座長>

プロポーザル方式の方法を考えていくことが非常に重要である。地域との関係性が重要であることを理解しており、市の意向を組むことのできる法人を選定することが必要である。時代の流れや、昨今の法人格取得の状況を鑑みて、公正に選定するため、たくさんの法人から応募が来るようにしないと厳しくなる。

<伊集院 昭彦座長>

各委員からの意見を集約し、次回懇話会にて事務局より説明を再度いただきたい。項目6.法人の選定についてのご意見はいかがか。

<こども部主幹 新井 理香>

今回の改定内容として、「保護者説明会」を「公開プレゼンテーション」とし文言の修正を行った。

また、「公聴会」についてはこれまで同様公開プレゼンテーションの中で法人選考委員会による質疑の他、保護者が書面で質疑・意見を行える場を設けるため、実際の内容に合わせ、表現を変更した。

<伊集院 昭彦座長>

では、項目6.法人の選定について、各委員よりご意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

項目6.法人の選定については意見なしとする。項目7.財産についての意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

項目7.財産については意見なしとする。次に、6頁項目8.私立化における法人に求める諸条件【前文】から【1.保育】までについて事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1項目8.私立化における法人に求める諸条件【前文】から【1.保育】について説明。

<伊集院 昭彦座長>

事務局の説明について、各委員よりご意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

【1.保育】の「③習志野市が示す定員数での施設整備と弾力的な受け入れ」に関して、どの範囲、どの程度のことを弾力的な対応としているのか伺う。

<こども部主幹 新井 理香>

法人から提案のあった、定員設定以上の人数を受け入れる場合において、施設の広さや保育士の人数が満たされていれば、弾力的に対応することも可能であることを示している。

<伊集院 昭彦座長>

他に意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【前文】から【1. 保育】については意見なしとする。次に、7頁項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【2. 給食】について事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料 1 項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【2. 給食】について説明。

<伊集院 昭彦座長>

事務局の説明について、各委員よりご意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

③おやつを提供について、「手作りおやつを中心に～」なのか、「手作りおやつを基本とし～」とどちらが正しいか検討してみても良いのではないかと。公立保育所は手作りおやつのみを提供している訳ではないため、既存施設との整合性を図った方が良いのではないかと。

<こども部主幹 新井 理香>

既存施設との整合性を確認し、誤解のないよう次回の懇話会にてお示ししたい。

<伊集院 昭彦座長>

他に意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【2. 給食】については次回説明を求める。次に、8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 保育士等の配置基準】について事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料 1 項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 職員の配置基準①職員数】について、資料 4 と併せて説明。

<田島 大輔副座長>

習志野市の職員配置基準は、国や県より手厚い基準であり、全国的にみても習志野市の基準に準じている市町村は少ないため、習志野市の保育をアピールできる点であると思われる。

<伊集院 昭彦座長>

他に意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 職員の配置基準①職員数】については意見なしとする。

次に、8 頁から 9 頁の 8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 職員の配置基準②経験者の確保】より、ア施設長から、ウ保育士までについて事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料 1 項目 8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 職員の配置基準②経験者の確保】について、資料 4 と併せて説明。

<齋藤 麻子委員>

施設長の要件の中で、児童福祉事業 5 年以上従事者の記述において、「認可保育所等施設長経験が 1 年以上」というのは、期間が短く感じている。実際にこども園の園長・教頭に話を聞いてきたが、施設長は経験者としての知識にも長けている方であれば良いと思うが、認可保育所や幼稚園など、保育現場を経験していないのであれば施設長が、1 年は短いのではないかと懸念もされていた。県の基準である、2 年程度が妥当なのではないか。

また、「同等以上の能力を有すると認められる者」の判断をするものが分かりにくいため、定義を分かりやすく明記する必要があると思われる。

<森谷 美枝子委員>

施設長は素早い判断能力や経験に基づく迅速な対応ができることが大きいと思われる。人間性というものは経験年数で図れるものではないが、社会情勢の様々な対応ができるだけの知識を持った方が良いと思う。また、経営に携わっていくため、公立保育所の所長会にて確認したところ 5 年程度の経験は欲しいところであるとの意見もいただいている。

<鈴木 明子委員>

人格形成の基礎は、ある程度の経験に基づくものだと言ったところである。施設長は職員の配置や采配の重要性を理解していることや、子どもを可愛がることができるかも重要だと思われる。資質が問われるので、「同等以上の能力を有すると認められる者」として、プレゼンテーションの中で委員や保護者が納得できるような人選が行えるよう精査すべき。

<伊集院 昭彦座長>

常勤職員として保育施設での保育経験 5 年、児童福祉事業従事者として施設長経験 1 年、各項目において「同等以上の能力を有すると認められた者」とする中で、判断基準を誰がどの基準で判断するのかということ、また、5 年という経験は最低ラインというご意見が多くあるようです。他にいかがでしょうか。

<西後 千尋委員>

藤崎保育所の保護者の意見では、藤崎保育所の保育は子ども自身を尊重し、子どもたちが考えて行動する力を養ってもらえているように感じる。所長や主任が今までの経験を生かした運営がされているため、この良い雰囲気を守って欲しい。施設長が変わることで、園の雰囲気も大きく変わると思われるため、人柄の良さだけで配置基準を見直すのは良くないという意見もあった。

施設長や主任はトラブルの際に迅速に解決して欲しい、保育士の指導をしっかりとって欲しいため、ある程度の経験年数を確保してもらえた方が保護者は安心できる。

しかし、預けることができなくなることが一番困る状況のため、経験年数のある方を施設長にすることを諦めないで欲しいと言いたい部分もある。

また、「同等以上の能力を有すると認められる者」の判断内容が明確でないため、結局誰でも施設長になり得る状況であると解釈できるため、不安であるという意見を多くいただいた。

<田島 大輔副座長>

重要なことは、各委員が懸念している「同等以上の能力を有すると認められる者」をどのように決めていくかだと思われる。プロポーザルの際に施設長・主任が決定しているのか、法人選考後に施設長・主任を決定していくのか、市としても明示した方が良いと思われる。各委員も懸念していたため、整理する必要性は感じられる。

保育は非常に高度な専門性を有する仕事であるため、千葉県の基準を下回るようなことがないようにしておくのは一つ質の担保に繋がると思う。保育現場従事者でないとしたら、施設長経験年数は2年以上が妥当ではないかと考える。

また、社会情勢として保育士が不足している状況であることから10年以上経験のある方に施設長を選任したい部分も理解できるが、経験年数は5年程度が妥当と思われる。そのため、「同等以上の能力を有すると認められる者」については明確な基準を設定する必要がある。

<伊集院 昭彦座長>

まず千葉県基準を下回らないほうが良いという意見と、「同等以上の能力を有すると認められる者」の基準の設定であるが、企業を例にすると、マネジメントにおいては会社の経営の有無や、社員数、経験年数等の明確な基準を満たしているか、評価委員会等が論理的、科学的根拠をもって判断していることもある。

また、保護者から出てきた職員配置などの意見についての答えは、保護者間で共有していただきたい。保護者委員の方が、別の保護者へ回答することで少しでも不安が解消されれば良いと思われる。

<田島 大輔副座長>

講師の選定などにおいても、「同等以上の能力を有すると認められる者」と表記されることが多い。その際、履歴書上の経験年数や、資格の有無、業績の結果などを審査することになるため、施設長や主任の審査は透明性があるものにすることで、信頼性、安全性に繋がると思われる。審査基準がどのようなものなのかを示されることが目指すべき方向だと思われる。

<こども部主幹 新井 理香>

施設長・主任に求める資質や能力について、求める人物像はどのような方かお伺いしたいがいかか。

<植草 朋美委員>

施設長が具体的にどのような仕事をしているかは把握できていないが、自分の子どもが通う保育所では、施設長は子どもに積極的に声をかけてくれている。親としても、すごく安心感はあるため、そのような雰囲気の方を望む。また、現在のコロナウイルス等の感染症対策や緊急時の状況判断ができるのであれば、安心して子どもを預けられると思われる。

<中島 美希委員>

施設長・主任に求めることとしては、子どもとの距離が近く、保護者への説明などもはっきりと連絡していただける方だと安心できる。公立保育所では、主任を経て所長になることが通常であると思われるため、主任の経験年数、所長の経験年数がそれぞれ違うことに少し困惑している。主任より所長の経験年数が短いことに疑問を感じている。

<西後 千尋委員>

保育所を入園する前に施設見学した際、子どもに積極的に声をかけ、子どもからも声をかけられる主任の姿を見て、雰囲気良さから第一希望にした。コロナウイルスで保育所が休みになっても、休み明けで積極的に声をかけてくれる雰囲気は凄く安心できた。この雰囲気が続いてくれれば良いと思う。

<伊集院 昭彦座長>

職場の体質づくりや、人間関係構築力など、いわゆる組織性と保育の専門性が保育所の運営に必要であり、施設長に求められるものは組織性、主任に求められるものは専門性と見える。これによって、施設長と主任の経験年数の違いが出ることもある。

<田島 大輔副座長>

組織を運営する能力と、実務に関わる能力の違いがあるため、主任の要件と施設長の要件に若干違いがあると思う。しかし、明確な基準を目指すのであれば、違いについての理由を記載した方がよいかも。もしない。

また、公立と私立のバランス関係もあるため、施設長同士の横の繋がりを構築できるような方が望ましい。公立と私立の横の繋がりは認可保育所の特徴であり、習志野市が監督監査していることで合意形成をすることが重要である。

施設長の仕事内容が分かりにくいとの意見もあったが、このような場で施設長として求められる人物像や市としての意向を含めて、「同等以上の能力を有すると認められる者」の要件をまとめていく必要がある。

施設長については経験年数の条件で縛るより、審査基準で縛った方が多様な人材を雇用できると考えている。ただし、経験年数に長けた職員が施設長であると、安心感があるため、経験年数が同等以上の能力かについては非常に難しい。

主任保育士がベテランで、施設長はマネジメント能力に長けた若い職員が担うことはよくあることであるため、施設長と主任の一体的なバランスで考えた方が良いと考える。

<伊集院 昭彦座長>

経験年数に関しては、千葉県の基準をほぼ上回っている。経験年数が多い方が良いというのも一つの基準ではあるが、皆さんの求める施設長の人物像からすると、マネジメント性や様々な能力があるため、「同等以上の能力を有すると認められる者」が分かりやすく保護者の方々に伝わるような基準を示せば良いと思われます。事務局としてその点はどうか。

<こども部主幹 新井 理香>

主任や教頭、副園長という立場は実務の要になるため、保育士の育成も主となって行き、実務内容を最前線に立っているため、7年の保育経験は長いと感じるかもしれないが、本市の保育の質を確保するために重要だと考えている。また、施設長については、保育の実務者だけでなく管理者としての仕事が増えてくるため、運営予算の計上、地域との調整、安全管理、衛生管理など総合的な管理や、労務管理を行う必要がある。保育士が安心して仕事ができるよう人間性も含めて判断が必要なため、非常に多岐に渡る仕事である。施設長と主任の総合的な組み合わせを確認し、しっかりと見定める必要がある。

また、公募をかけた時点で、本市が臨む人物像の施設長と主任が来るかは不明であるが、公開プレゼンテーションやその後の三者協議会などを通して、保護者と意思疎通を図りたいと思う。

<田島 大輔副座長>

公開プレゼンテーションの際に、保護者が望まないような施設長や主任が選任されていて、三者協議会の際にも同じ施設長や主任の名前があると、保護者は不安に感じるため、施設長・主任の決定に係る合意形成を図ることが重要である。「同等以上の能力を有すると認められる者」と、応募法人側は認めているが、市は保護者側があまり同等と感ぜない場合に、どのように対応するかの説明を記載することが、年数の要件は下げる代わりに、質の担保に繋がると思われる。

現状では、プロポーザルを受ける段階から施設長と主任を確保するという事は非常に難しいため、どのようにすり合わせていくかが課題かもしれない。

<伊集院 昭彦座長>

事務局はいかがか。

<こども部主幹 新井 理香>

各委員からのご意見や他市の状況も踏まえ、次回の懇話会にて再度提案させていただきたい。

<田島 大輔副座長>

他市町村でもここまで丁寧に精査することは無く、事務局に関しては極めて丁寧な対応を行っている。県の基準が2年であるため、私立保育所では若い施設長が多く存在するなかで、習志野市が考えるガイドラインは非常に丁寧なものであることを付け加えたい。

換気のため、5分間の休憩

<伊集院 昭彦座長>

次に、9頁の8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 保育士等の配置基準等②経験者の確保（主任保育士）】についてであるが、事務局については施設長の部分と同様に、「同等以上の能力を有すると認められる者」について明確な要素を求めたい。その他で意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

では、続いて8. 私立化における法人に求める諸条件【3. 保育士等の配置基準等②経験者の確保（保育士）】についてであるが、意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

昨今の保育士不足の現状を考えると、「5年以上の保育士を3分の1以上配置する」ことはかなり厳しい状況である。公立の保育所については、5年以上の保育士を3分の1以上配置していると思うが、民間に移管する際、「配置することが望ましい」などの文言にすることも一つの手法であると思われる。

また、民間の保育所が5年以上の保育士を3分の1以上の規定を守るのはかなり厳しい条件であることを保護者委員の方にもご理解いただきたい。

<齋藤 麻子委員>

改正後の文言では、極端に言えば全員が新卒の保育士であっても構わないと捉えることもできる。そのような状態になった場合、保護者は不安に感じる。若い保育士も人気があるが、ベテランの保育士がいる方が安心する。

主任1人が若い保育士全員に指導することはできないため、各学年とまでは言わないが、乳児と幼児ごとにリーダーとなるある程度の経験のある保育士がいた方が良いのではないかと感じる。実際に保育をするのであれば、そのような体制でないと運営ができないと思われる。

<田島 大輔副座長>

保育士不足の原因として、各自治体によって保育士の家賃補助の金額が異なり、都内を中心に近隣市では補助の金額が上がってきている。これによって、地方の保育士は家賃補助の良い市町村の保育施設に努めることから保育士の取り合いが続くような状態になっている。そのため、保育士も条件のいい保育所に転々とすることもあるため、常勤5年以上の保育士を3分の1配置することは、とても難しい現状にある。

<伊集院 昭彦座長>

保育士の確保が非常に難しい状況なので、経験年数の数値は削除し、柔軟な解決の文章になっている。応募があった段階で、施設長・主任を含めた保育士の配置状況は選考委員も確認できるため、プロポーザルの際に確認し、選定は行いたいと思う。ガイドラインの中で付け加えた方が良い文言等あるか。

<中島 美希委員>

現在保育所に乳児を預けており、経験年数のある保育士に預けることは安心であるため、今の改正案では不安を感じる。保育士を確保することが難しい状況であることは理解しているが、保護者がガイドラインを見て安心感を得られるような文言の修正を願う。

<こども部主幹 新井 理香>

各委員からのご意見をいただき、「配置することが望ましい」などの文言について検討したい。また、今後の検討課題である共同保育については、全員が新卒であると施設の運営できない点などもあることから、委員や保護者の皆様が安心できるような文言の提案があれば伺っておきたい。

<田島 大輔副座長>

例えば、「5年以上の保育士を3分の1以上配置することが望ましい」という標記や、乳児・幼児などの各学年ごとのリーダーになるような職員は5年以上の経験を有することや、中核を担える職員であることなどの注記を記載すればよいのではないか。

また、プロポーザル方式の際や公開プレゼンテーション、共同保育など段階ごとに市が経験年数などのチェックをしていることのチェック欄のようなものがあれば、保護者も市が確認を行っていることが分かるので、安心に繋がるのではないか。

一番避けなくてはいけないことは、経験のある保育士が集まらず、開園時期には若い保育士しかいないような状況であることから、文言の修正を精査していただきたい。

<こども部主幹 新井 理香>

確認の段階についての精査や、文言の訂正をさせていただき、次回の懇話会でご意見を伺いたいと思う。また、法人として職員をどのような育成計画を策定し、育てていくかという点にも注視したい。

<伊集院 昭彦座長>

それでは、経験者の確保で施設長・主任・保育士については文言を整理し、次回の懇話会で再度検討したい。では、10頁、11頁の【4. 関係機関及び地域との連携・交流】、【5. 苦情処理体制の整備】、【6. 特別保育への対応】について事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1項目8. 私立化における法人に求める諸条件【4. 関係機関及び地域との連携】、【5. 苦情処理体制の整備】、【6. 特別保育への対応】について説明。

<鈴木 明子委員>

4. 関係機関との連携について、最近では、ひまわり発達相談センターや子育て支援課と協力しながら、成長の発達について相談をしている。保護者の不安も相談できるため、ガイドラインに記述されることは良いことだと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

他に意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

では、【4. 関係機関及び地域との連携】については、意見なしとする。次に【5. 苦情処理体制の整備】について意見あるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

では、【5. 苦情処理体制の整備】については、意見なしとする。次に【6. 特別保育への対応】について意見あるか。

<こども部主幹 新井 理香>

資料の補足として、私立化の利点としては、柔軟な保育を展開することができる点である。実際に法人と協議をして決定することではあるが、公立では行っていない、休日保育や、延長保育も19時以降行うこともできるため、柔軟な保育ニーズに対応できると記載した。

<伊集院 昭彦座長>

応募した法人がどのようなサービスを提供するのかというの、選定の基準になります。

【6. 特別保育への対応】の文言について意見はあるか。

<全委員>

意見なし。

<伊集院 昭彦座長>

では、【6. 特別保育への対応】については、意見なしとする。次に12頁【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】について事務局より説明を求める。

<こども部主幹 新井 理香>

資料1項目8. 私立化における法人に求める諸条件【7. 開園準備・共同保育と保育の引継ぎ】について資料5と併せて説明。

<伊集院 昭彦座長>

私立化を行う上で非常に重要な内容であるが、開園準備・共同保育について意見はあるか。

<田島 大輔副座長>

現行の制度では、保育士の確保が困難であることから5から6名程度の保育士を年度途中で確保するのは非常に厳しい。しかし、改定後の核となる職員が引継ぎ保育に参加する期間が3か月から1年の間と設定されており、3か月にされてしまうと、引継ぎがうまくいかないことも予想される。3か月から1年だが、「半年以上の引き継ぎ人数は2人以上である」などの注釈を入れても良いのではないかと。

通常、計画を開始する際、半年間程度は準備期間を要するため、2人以上が半年間程度は実際の現場にいた方が、引継ぎも安定するのではないかと。

<齋藤 麻子委員>

共同保育が最長1年に延長されたことは、保護者にとっても、職員にとっても安心材料になり、準備の目安が明確化されて良いと思う。年度末のまとめの時期であることから、3か月で保育を引き継ぐのはとても慌ただしい。

共同保育の場所については、現在の市立保育所で行うと捉えてよいか。その場合、工事と並行して共同保育になることから、所庭が制限され、工事の音が鳴る中で安全対策を行いながら共同保育を行うこととなる。保育の知識や保護者との関係づくりは施設内で可能だが、新しい場所での環境づくりや安全面の考慮することが難しい。保護者や職員が安心して引き継げるような期間が設けられれば良いと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

共同保育の最中に保育園舎が工事中の場合、3か月から1年のスケジュールとして、引き継ぐ側としては十分な期間なのか。

<鈴木 明子委員>

本大久保保育所の私立化の際に引継ぎ保育の担当として勤務していた。本大久保の私立化の際、法人の決定が遅れたことから、工事の日程などもギリギリになり、かなり慌ただしい開園となった。足りないものや、書類も多くあったため、3か月の準備期間は短いと感じた。

<伊集院 昭彦座長>

引継ぎに携わった当事者として、改定後のスケジュールや人数について、引継ぎの様子を示したマニュアルなどを残すことは可能か。

<鈴木 明子委員>

マニュアルは存在するため、引継ぎは行える。しかし、前回は法人決定が遅れたことにより、慌ただしい共同保育になってしまった。

<田島 大輔副座長>

引継ぎ支援員と施設との関係性は、今の話を聞いている限りでは、あまり接続が滑らかでないと思われるため、その関係性も検討すべきかもしれない。工期の問題については、非常に難しい問題である。施設の建て替えのスケジュールと、共同保育のスケジュールを対応させることが重要だと思われる。

<鈴木 明子委員>

建て替えの工事も早くできればよいが、共同保育もできれば期間が長い方が安定した引継ぎができるのではないかと考える。

<田島 大輔副座長>

事務局へ提案であるが、共同保育と開園準備が一緒に進むため重要なことではある。そのため、新施設の引き渡しから、どの時点で、その新施設への移動なのか、そしてどのタイミングで引継ぎ保育の職員が加わり、どのような支援を行うのか。これらを明確にした方が良いと思われる。保護者からしても、新しい建物で、知っている先生も一人しかいないような状況になるため、一体化されたフローチャートなどがあった方が良い。工期の問題もあるが、できれば新施設に引継ぎ保育の保育士以外も開園前に出入りし、開園準備に携わった方が良いと思われる。

<伊集院 昭彦座長>

本日の意見を集約すると、保育士経験者の確保として、施設長・主任・保育士の要件を検討すること。また、共同保育の内容についても、各委員からの意見等も踏まえた形で次回の懇話会で説明をいただきたい。

日程第4 その他

<こども部主幹 新井 理香>

次回の懇話会の日程について説明。

今回は11月24日（火）14時から市役所3階大会議室Aで懇話会を行う。

また、新型コロナウイルス等の影響により、委員や事務局の急な体調不良等も考えられるため、今後の運営方法等についても、座長・副座長欠席をした場合の取扱いについても、検討する。運営方法が整い次第、委員に報告する。

<伊集院 昭彦座長>

以上をもって、第3回習志野市立保育所私立化ガイドライン改定懇話会を閉会する。

閉会

【所属課】

こども政策課

電話番号：047-451-1151（内線 442、433） FAX 番号：047-453-5512